

# 岩見沢市多目的研修集会施設等条例の一部を改正する条例の概要

## 第1 改正の趣旨

上幌向地区多目的研修会館は地域の宅地化等により、農業環境施設としての役割を終え、地域振興を目的とした施設として設置するため、所管条例を本条例から岩見沢市コミュニティセンター条例へ変更する。

大願地区多目的研修会館は、地元の同意に基づき、施設の使用を終了するため、現在の指定管理期間（令和3年4月1日～令和8年3月31日）をもって廃止する。

鉄北地区多目的研修会館、岩峰地区農地流動化センター、幌向川右岸地区多目的研修会館、毛陽交流センター、朝日コミュニティ交流センター及び御茶の水交流センターについては、電気料金や燃料費を始めとする各種物価高の影響が生じているため、受益者負担の適正化の観点から使用料の引上げを行う。

## 第2 改正の内容

上幌向地区多目的研修会館及び大願地区多目的研修会館を削る。

鉄北地区多目的研修会館、岩峰地区農地流動化センター、幌向川右岸地区多目的研修会館、毛陽交流センター、朝日コミュニティ交流センター及び御茶の水交流センターの使用料について、従来の使用料から約150%に引き上げる。

## 第3 施行期日

令和8年4月1日

岩見沢市条例第58号

岩見沢市多目的研修集会施設等条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年12月22日

岩見沢市長 松野 哲

岩見沢市多目的研修集会施設等条例の一部を改正する条例

岩見沢市多目的研修集会施設等条例（昭和57年条例第19号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項の表上幌向地区多目的研修会館の項及び大願地区多目的研修会館の項を削る。

別表第1中

「

上幌向地区多目的研修会館
幌向川右岸地区多目的研修会館
大願地区多目的研修会館

」

を

「

幌向川右岸地区多目的研修会館
----------------

」

に改める。

別表第2上幌向地区多目的研修会館の項及び大願地区多目的研修会館の項を削る。

別表第3を次のように改める。

別表第3（第7条、第18条関係）

鉄北地区多目的研修会館

区分	単位	使用料	
		通常	冬期
研修室	4時間以内	3, 120円	3, 750円
	超過料金（1時間）	760円	930円
和室	4時間以内	1, 540円	1, 870円
	超過料金（1時間）	370円	450円
洋室	4時間以内	1, 540円	1, 870円
	超過料金（1時間）	370円	450円
多目的ホール	4時間以内	4, 690円	5, 640円
	超過料金（1時間）	1, 170円	1, 390円
農産物加工実習室	4時間以内	3, 120円	3, 750円
	超過料金（1時間）	760円	930円

備考 冬期料金は、11月1日から翌年4月末日までとする。

岩峰地区農地流動化センター

区分	単位	使用料	
		通常	冬期
会議室	4時間以内	1, 540円	1, 870円
	超過料金（1時間）	370円	450円
研修室	4時間以内	1, 540円	1, 870円
	超過料金（1時間）	370円	450円
多目的ホール	4時間以内	4, 690円	5, 640円
	超過料金（1時間）	1, 170円	1, 390円
ちゅう房	4時間以内	930円	1, 240円
	超過料金（1時間）	220円	300円

備考 冬期料金は、11月1日から翌年4月末日までとする。

幌向川右岸地区多目的研修会館

区分	単位	使用料

		通常	冬期
研修室 1	4 時間以内	1 , 5 4 0 円	1 , 8 7 0 円
	超過料金 (1 時間)	3 7 0 円	4 5 0 円
研修室 2	4 時間以内	1 , 5 4 0 円	1 , 8 7 0 円
	超過料金 (1 時間)	3 7 0 円	4 5 0 円
多目的ホール	4 時間以内	4 , 6 9 0 円	5 , 6 4 0 円
	超過料金 (1 時間)	1 , 1 7 0 円	1 , 3 9 0 円
ちゅう房	4 時間以内	9 3 0 円	1 , 2 4 0 円
	超過料金 (1 時間)	2 2 0 円	3 0 0 円

備考 冬期料金は、11月1日から翌年4月末日までとする。

#### 毛陽交流センター

区分	単位	使用料	
		通常	冬期
研修室	4 時間以内	1 , 5 4 0 円	1 , 8 7 0 円
	超過料金 (1 時間)	3 7 0 円	4 5 0 円
実習室	4 時間以内	1 , 5 4 0 円	1 , 8 7 0 円
	超過料金 (1 時間)	3 7 0 円	4 5 0 円
加工体験室	4 時間以内	3 , 1 2 0 円	3 , 7 5 0 円
	超過料金 (1 時間)	7 6 0 円	9 3 0 円
直売所	1 月当たり	5 6 , 5 5 0 円	

備考 冬期料金は、11月1日から翌年4月末日までとする。

#### 朝日コミュニティ交流センター

区分	単位	使用料	
		通常	冬期
多目的ホール	4 時間以内	4 , 6 9 0 円	5 , 6 4 0 円
	超過料金 (1 時間)	1 , 1 7 0 円	1 , 3 9 0 円
研修室	4 時間以内	1 , 5 4 0 円	1 , 8 7 0 円
	超過料金 (1 時間)	3 7 0 円	4 5 0 円
ちゅう房	4 時間以内	9 3 0 円	1 , 2 4 0 円

	超過料金（1時間）	220円	300円
体験工房	4時間以内	2,500円	3,120円
	超過料金（1時間）	610円	760円

備考 冬期料金は、11月1日から翌年4月末日までとする。

#### 御茶の水交流センター

区分	単位	使用料	
		通常	冬期
会議室	4時間以内	3,120円	4,390円
	超過料金（1時間）	760円	1,090円
休憩室	4時間以内	1,540円	1,870円
	超過料金（1時間）	370円	450円
開発研究室	4時間以内	3,120円	3,750円
	超過料金（1時間）	760円	930円
直売所	1月当たり	56,550円	
加工所1	4時間以内	3,120円	3,750円
	超過料金（1時間）	760円	930円
加工所2	4時間以内	3,120円	3,750円
	超過料金（1時間）	760円	930円

備考 冬期料金は、11月1日から翌年4月末日までとする。

#### 附 則

##### （施行期日）

1 この条例は、令和8年10月1日から施行する。ただし、第2条第1項の改正規定、別表第1の改正規定及び別表第2の改正規定は、令和8年4月1日から施行する。

##### （経過措置）

2 この条例の施行の際、現に使用の許可を受けている者に係る使用料の額は、改正後の岩見沢市多目的研修集会施設等条例別表第3の規定にかかわらず、なお従前の例による。